

(事務連絡)  
業庫第25号  
平成29年3月24日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

「国庫事務例規集（代理店用）」に収録する「国庫事務例規集（代理店用）の使用にあたって」の改訂について

さて、帯広代理店、根室代理店、江差代理店および八雲代理店が、平成29年4月3日から、代理店事務にかかる預金取引先を日本銀行札幌支店に変更することにより、日本銀行札幌支店が、その業務区域の外に所在する代理店の統轄店となることに伴い、「国庫事務例規集（代理店用）」1巻から3巻に収録する「国庫事務例規集（代理店用）の使用にあたって」を別紙のとおり改訂することとし、同日に改訂後の内容に更新しますので、ご連絡します。

以 上

(本件に関する照会先)  
業務局総務課国庫業務企画グループ  
03-3279-1111 (代表) <6072 (内線) >

- 国庫事務例規集（代理店用）1巻に収録する「国庫事務例規集（代理店用）の使用にあたって」3. を横線のとおり改める（2巻、3巻についても同様の改訂を行う。）。

### 3. 国庫事務例規集1、2に収録していない事務の取扱い

この例規集に収録していない事務については、すべて統轄店<sup>(注)</sup>（業務局の各グループを含む。）に照会のうえ、その指示にしたがって取扱うことにしている（主なものは、**統轄店照会事項** と表示してその内容を記載している）。

- （注）1. 統轄店とは、代理店の所在地を業務区域とする日本銀行の本支店をいう。ただし、帯広代理店、根室代理店、江差代理店および八雲代理店については、その所在地にかかわらず、札幌支店を統轄店とする。
2. 統轄店照会事項一覧に記載されている先に照会する。